	主な御意見	対応
第1	職員力・組織力向上の基本方針	
2 E	指すべき職員像	
	○「京都の未来を切り拓く職員」ではな く, 「京都の明るい未来を切り拓く職員」 とした方が良い。	◎(4ページ 目指すべき職員像)「京都の明るい未来を切り拓く職員」に変更しました。
	○職員が,京都の歴史や文化などをしっかりと勉強する機会を与え,京都ならではの政策をどんどん企画できるようにしてほしい。	◎職員研修において、茶道なども研修科目に取り入れており、京都の歴史や文化を学ぶことも視点に研修を引き続き実施していきます。また、プランでは求められる行動・姿勢に「京都の歴史や文化に関する高いレベルの知識の習得」、「京都の魅力・地域力を高め、広めるための主体的な行動」を掲げています。
	○今後 京都市職員に求められるのは業務 を遂行するだけでなく, 「考える力」を身 につけることである。	◎5つの職員像の「改革」の中で,「自ら 考え,行動し,改革する職員」を掲げてい ます。
	○「報ー連ー相」は重要であるが、何でも 相談して自分で考えない職員を育成してし まうおそれもあり、「自ら考えて行動す る」との整合性を図る必要がある。	◎「報-連-相」はチームワークで仕事を 進めるうえで、非常に重要なものと考えい ます。一方、「自ら考え、行動し、改革す る職員」を職員像として掲げており、これ らを兼ね備えた職員の育成に取り組んでい きます。
	○市役所の中の付き合いだけでは考え方が 狭くなり、ネットワークが広がらない。積 極的に外に出て異業種や同業種の方々とお 付き合いすることが大切であり、積極的に 推奨すべき。	◎5つの職員像の「人間力」の中で,真の ワーク・ライフ・バランスの推進を,ま た,求められる行動・姿勢において,職員 が一市民として地域活動,市民活動へ,積 極的に参加・貢献することを掲げていま す。
	○災害時の役割,市民活動・地域の主体となること等,京都市職員として京都市内に居住することの意義・役割について位置付けを行い,その支援策を検討すべき。	<ul><li>◎居住地が市内・市外に関わらず、京都を 愛し、今と未来の京都に責任のある行動、 市民協働・共汗が重要であり、プランの中 でも目指すべき職員像に掲げています。</li></ul>
3 職	最員力・組織力向上の基本的な考え方 ・	
	○職員を教育し型にはめるのではなく,いかにやる気を持たせるかが重要である。	◎職員自身が「成長実感=やりがい」と自己成長しようとする意欲を持つことが最も重要であり、そのための様々な取組を記載しております。

○OJTとOFF-JTを充実させるべきであることは異論がないが、結果として個人の自己研鑽につながるような方向としていくべき。

◎自己研鑽, OJT, OFF-JTの連携をより強化することとしたのであり, 自己研鑽を根本とし, 組織的に支援する考えに変わりはありません。新たに「職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり」を掲げており, 職員の主体的な能力開発を促していきます。

○職員同士のチームワーク体制や助け合いの意識向上や管理監督職員の配慮など,メンタルヘルスに支障を来す職員が出さない職場風土づくりが必要である。

◎「メンタルヘルス対策の推進」を掲げて おり、「京都市職員メンタルヘルスケア指 針」に掲げる取組を着実に推進していきま す。

### 4 効果的な能力開発・人材育成のためのそれぞれの責務・役割

○職員全体を見据えた人材育成を図るというのはいささか厳しい。ある程度若年層に しぼるなどの選択と集中が必要である。 ◎人事部門の責務として,職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに,その能力を発揮できる仕組み等を整備するものとしており,経験年数に応じて求められる知識・能力の習得を図るための研修の実施等,すべての職員の意欲と能力を高めるよう取り組んでいきます。

### 第2 職員力・組織力の向上の実施計画

#### 【 I 職員力の向上】

### 1(1) 職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり

○「職員のキャリア形成を支援するための 仕組みづくり」は、意識の高揚のためにも 重要な視点である。後は、着実に取り組ん でいただくとともに、こうした意識が浸透 していくよう取り組んでもらいたい。

◎「職員のキャリア形成の支援を支援する ための仕組みづくり」にしっかりと取り組 んでいきます。

〇キャリア支援は一定必要と思うが、最近の若者は、大学でキャリア教育を受けているため、スキルアップには熱心である。まずは、目の前の仕事に一生懸命取り組をむとが大事であるし、個人のキャリアは経験を重ねるうちに出来上がっていくものだと思うので、そういった視点も持ったうえでキャリア支援を行うべきである。

◎若手職員に対する「仕事に臨む姿勢」, 「自主的な業務習得」等の意識付けの強化 を掲げています。また,キャリア形成を支 援するための研修の中で趣旨に沿った工夫 も行うとともに,面談で上司がアドバイス できるように,管理職員向け研修の実施を することとしています。

○某民間企業では、社内にキャリアアドバイザーという職を設置し、面談による助言 指導を行うなどのキャリア開発支援や人材 育成を行っている。御市でも検討してみて はいかがか。

◎職員のキャリア形成を支援するための手法として、効果、課題を検証しながら検討していきます。

1(2	人事評価制度の更なる推進	
	○能力開発や人材育成を本気で取り組むには、職員本人に対し、その必要性の理解を促し、行動する動機づけが必要である。能力開発や人材育成を行った結果を異動や昇進、昇給と結び付かせるべきである。	◎人事評価制度を人事施策の基本として位置付け、異動、昇任等の任用面や給与面(勤勉手当及び昇給)において、継続的に活用することを記載しております。
	○評価制度の「見える化」を考えてもらい たい。褒められたり、表彰とかで評価され たら誰でも、やる気が出ると思う。	<ul><li>◎人事評価制度については,評価結果を本 人にフィードバックすることで,職員の意</li></ul>
	○人事評価制度の更なる推進について,職員のモチベーションに十分配慮した制度とし,市民の信託に応えられる職員の育成に努めてほしい。	欲を喚起し、人材育成を図るものとしております。
	○人事評価を行う職員の能力を高めるべき でる。	◎人事評価制度の実効性と信頼性を高めるため、評価者研修の継続的な実施を掲げています。
	○人事評価制度のより効率的,効果的な運用として電算システムの導入を掲げているが,具体的な内容がわかるようにしてほしい。	◎ (18ページ (2)オ) 「庁内ネット ワーク基盤 (イントラネット) を活用した 電算システム」を「庁内ネットワーク基盤 (イントラネット) を活用し,評価及び評 価結果の蓄積等を行う電算システム」に変 更しました。
1(3	意欲を高め、視野を広げる人事配置	
	○人事異動に当たっては、特に若いうちに様々な分野の職場を経験することが必要である。また、市役所内部の異動だけでなく、民間企業や国などとの職員交流を活発にすることも、職員の視野、能力の向上に寄与する。	◎職員の意欲と能力を引き出すことを念頭に長期的な視点に立ち、本庁と出先機関との交流、管理部門と事業部門の交流を促進等を進めていきます。また、民間企業の経営理念や事業手法を学ぶことを目的に、民間派遣研修を行っており、派遣先から戻った職員が学んだことを活用できる職場に配置するなど、学習効果の公務への還元に努めています。
	○適材適所をもう一度見直すべきです。容易な職から 困難な職へと経験を積ませていくべきであるが、ベテラン職員の後任に新人職員が就いたり(あるいはその逆)して、経験を活かせていない。	◎職員の意欲と能力を引き出すことを念頭に長期的な視点に立ち,適材適所の人事配置を進めていきます。
	○公務員に限らず、その人がやりたい仕事 に就ければやる気は最大限出ると思いま す。やりたい仕事を自由に選択できれば良 い。	◎能力と実績のある職員の意欲を更に高めるため、庁内公募、FA制度のより効果的な運用について検討することを掲げています。

#### 1(4) 市民感覚の醸成のための取組の推進 ◎市民感覚を醸成し,現地・現場主義を定 ○新規採用職員の窓口に出る機会が少な 着させるため、引き続き、新規採用職員を い。市民との対応・折衝する機会を作った 市民と接する第一線である区役所等を中心 方が良い。 に配置することを掲げています。 ○全庁"きょうかん"実践運動において市 民目線の徹底に取り組んでおり、窓口サー ○京都市職員は昔と比べて, 市役所, 区役 ビス評価・実践制度の来庁者アンケートに 所とも非常に応対がよくなってきている思 おける評価も年々向上しているところで う。 す。今後とも市民応対の向上に取り組みま ◎全庁"きょうかん"実践運動における市 ○窓口での挨拶や、電話での挨拶・職場や 民応対アドバイザーの助言・指導等を通じ 氏名を名乗ることなどを、より一層努力し て,親切,丁寧で分かりやすい市民応対 てほしい。 に、引き続き、取り組んでいきます。 1(5) 表彰・顕彰の充実 ◎職場での優れた取組事例や地域で活躍す る職員を庁内向け情報紙で紹介するなど, ○職員の活躍を市の広報誌に積極的に取り 顕彰の実施を掲げています。市民向けの広 上げるようにすれば,職員の意欲の向上に 報誌でのPRこそ行っていませんが、庁内 もつながるのではないか。 向け情報紙ではこれまでから実施していま す。 ○市民の方々から寄せられた信託に応えら れるよう個々の職員力を高め、組織内に結 ◎褒める文化を醸成し、職員のモチベー 果(成果)に対して称える(褒める)組織 ションを高めることを掲げています。 風土の形成が不可欠と考えます。 2(1) 人材育成の観点に立った人材登用の仕組みの整備 ◎係長能力認定試験については、筆記試験 のほか、それまでの勤務実績を評価するも のです。また、係長への昇任時には、係長 ○単に記憶力を試すだけの係長能力認定試 験では、係長の能力の有無が測れない。 としての職務遂行能力を判断し, 適材適所 の人事配置を行っております。 ○昇進を強制するのではなく, モチベー ◎昇任・昇格意欲の喚起に努めるととも ションが高まる手立てを進め、市民のため に,職責に見合った昇任・昇格,給与体系 に生き生きと働く職員が増えることを望 の構築に引き続き取り組んでいきます。 ○女性の管理職の割合はまだまだ低い。管 理職への登用を進めるためには、その裾野 となる女性役付職員の比率をさらに高める ◎職員のキャリア形成の支援, 適材適所の 人事配置を進めるとともに, 子育て中等の ための取組が必要。 職員の仕事と家庭生活が両立できる職場環 境と仕組みの整備を図り, 女性職員の登用 ○市役所が率先して,女性がキャリアを積 める配置転換や仕事に復帰しやすい制度の を進めていきます。 整備も含めて、総合的に取り組むべきであ

	·
○女性職員の登用は賛成であるが,女性に ももっと厳しい仕事を担ってもらえるよう にし,実力が付くような配置換えを考える べき。	◎人事異動については、本人の実情を十分 踏まえたうえで、引き続き、「適材適所」
○女性の更なる幹部職員への登用とは,優 先的に登用するということか。	の配置を行っていきます。
○0JTサポート制度の運用状況についてモニターしていくことが必要ではないか。	◎導入初年度である平成24年度は、実施職場へのヒアリングや、育成対象職員へのアンケートなどによるモニタリングを行っており、今後も引き続き取り組んでいく予定です。
○新規採用職員が、コミュニケーション不 足や上司の指導力不足により、育たない ケースがあり、新規採用職員の職員力向上 が長期的な底上げになる。	◎新規採用職員等の若手職員を対象に, O JTが計画的,継続的,意識的に行われれるよう,「OJTサポート制度」の定着を 図ることを掲げています。
○管理職の負担軽減のためにも,一般職員 の意識改革も重要である。	<ul><li>◎若手職員に対する「仕事に臨む姿勢」, 「自主的な業務習得」等の意識の付けの強 化することを掲げています。</li></ul>
2(3) 職員研修の充実・強化	
○係長以上の役職者は、組織をマネジメントする能力や庶務や計理の知識が必須であるが、これらの能力を身に付けるために、研修の受講を必須とし、受講者にはその成果を確かめるテストを行うことを必須としてはどうか。	◎これまでも経験年数や職階に応じて必要な知識・能力の習得を図るための研修を実施しており,係長級以上の職員については,各階層別に役職者研修の受講を義務付け,組織マネジメント能力の習得等に努めています。今後は,このことに加え,役職者としての経験を重ねる中で,各職階で求められる知識・能力が着実に身についるかどうかを確認するための研修実施も検討していきます。
○市長以外の職員はすべて上司のフォロワーであり、リーダーとしての能力開発だけでなく、フォロワーシップの能力開発も積極的に行うべきではないか。	◎職員研修の中で、リーダーシップに関する研修のほか、フォロワーシップに関する研修も実施しているところですが、今後とも毎年作成する研修実施計画を基に、今後とも能力開発に取り組んでいきます。
○職員が仕事に対する意欲を高める研修の 一環として,先輩職員が過去に経験した修 羅場を語り,若手職員のやる気を鼓舞する 機会を数多く作ることが有効ではないか。	◎現在,新規採用職員研修において,先輩職員の体験談をカリキュラムに加えております。職員が自らの経験を伝えることで,後輩職員のモチベーションを高めるよう,職員研修におけるカリキュラムの設定等の中で,今後とも取り組んでいきます。

◎かねてから職員レベルでの自治体間の連 携強化の必要性は認識しており、平成23年 度に関西の4政令指定都市の合同による政 策形成研修を実施したほか、平成24年度 ○職員の多様な気付きのために、大阪市・ からは関西広域連合のメンバーとして,加 堺市・神戸市などと合同での職員研修の機 入自治体間で研修の相互乗り入れや合同研 会を設け、互いの持つ「資源」についてさ 修を実施するなど、職員同士の研鑽と緊密 らなる振興を図ってほしい。 なネットワークづくりに取り組んでおり、 今後もこうした取組を継続していくことに しています。 ○聴覚障がいなどのある職員に対する配慮 (手話通訳をつけての研修) などで障がい ◎講義型の研修において,聴覚障害のある のある職員のモチベーションを向上させる 職員が受講を希望した場合は、手話通訳を 研修体制などを考慮する必要ではないか, 配置しています。 このような支援は民間企業 の研修の模範 ともなる。 ○ベテラン職員が定年までの経験を生かし ◎平成26年4月からの再任用義務化を見 て働くだけでなく、引き続き能力を高めて 据え、高齢期の職員の意欲と能力を更に高 いけるよう, 研修などを充実させた方が良 める研修を行うことを掲げています。 2(4) 自己研鑽を支援する仕組みづくり ○職員力の向上のため、自主研究活動グ ◎ (P23(4)ア)項目を「資格取得支援 の拡充等の推進」に変更し, 「職員が自発 ループに対する支援を積極的に行う旨を明 記すべき。例えば、活動を行うためには場 的に自己の能力開発に取り組めるよう,研 修ルームの貸出しや活動内容の紹介などを の提供が不可欠であり, 庁舎内の会議室を 夜間に開放してはどうか。 行う」を追記しました。 ◎現在もいくつかの自主研修グループがあ ○時間外に職員が自主的に参加できる研修 り、自己研鑽、能力開発に取り組んでお 会(一年を通じてのプログラムなど)があ り,研修施設の貸出し等の支援をしていま ると,参加した者を中心として,頑張る輪 す。また、自主研修グループの活動を紹介 が広がっていくのではないか。 することについて検討していきます。 ◎「行政マンとしてより幅広い能力の向上 を図るため、資格取得を含めた研修などの ○「技能労務職のスキルアップのための支 援制度の構築」のうち、行政マンとしての 支援制度」を「市民サービスの維持向上に 幅広い能力の向上とはどのようなものか。 不可欠な能力である市民応対力や安全衛生 等の能力の向上を図るため、研修、資格取 得等の支援制度」と変更しました。 2(5) 勤務実績不良の職員に対する公務能率向上の取組と分限処分の適用 ○「勤務実績不良の職員に対する公務能率 ◎分限処分の適用がありきではなく、意欲 の向上の 取組と分限処分の適用」におい と能力を著しく欠く職員に自己改革を促 て、分限処分の適用を積極的に行う方針で し,公務能率の向上のための取組を進める あれば、見出しだけでなく、本文中にもそ

の旨を明記すべき。

との趣旨です。

○もっと信賞必罰の制度が必要ではないか。

○まじめに働いている職員が報われる組織であってもらたいたい。 発展性がない職員、給料だけをもらっていればいいと思っている職員を改善すべき。

◎意欲と能力を著しく欠く職員に対する指導,研修を行い,本人の自己改革を促すため,勤務実績不良の職員に対する公務能率向上の取組と分限処分の適用を掲げています。また,人事評価制度を人事施策の基本としてい位置付け,給与面(勤勉手当及び昇給)等において,継続的に活用していくことを掲げています。

#### 2(7) 再任用職員の能力の発揮

○定年退職者の再雇用が義務化されますが, ベテランが経験や知識を十分生かせるよう, 配属する職場や担当する業務など, 再雇用の方法を工夫するべきである。

◎退職者がそれまで培った知識,能力,経 験を最大限発揮できるよう,再任用制度の 在り方,配置方法について検討することを 掲げています。

#### Ⅱ組織力の向上

#### 1 組織として人を育てる組織風土の醸成

○職場内のコミュニケーション活性化を図るためには、「"きょうかん"ミーティング」や職場研修が非常に重要であり、これらを追記すべき。

◎職員相互の連帯感を強化し、改革に向け協働する職場づくりを推進するため、平を発える年度からきょうかんプロジェクト」を実施していますが、この取組を包括する「全方で、ままうかん"実践運動」については、改革の推進と市民目線の徹底を主な狙いとして、12 個々の力の結集」に掲げています。

○職員の能力,技術を組織として蓄積し, 伝承していくことが必要である。それが継 続的な組織力の向上につながるのではない か。 ◎組織の基本は「人」であることから,組織力の維持向上には「人材育成」が重要です。組織として人を育てる組織風土の醸成の取組などを通じて,組織力の維持向上を図っていきます。

#### 2 個々の力の結集

○市長の随行をあらゆる部署の若手職員が 交代で行うようにしてはどうか。市長の日 頃の思いというものが若手職員に直接伝わ り、トップから若手までお互いの思いや考 えがよくわかり、仕事がしやすくなり、組 織力の向上にも資する。

◎若手職員が市長と直接話すことは風通しの良い組織風土の醸成や職員の意欲向上などが期待できることから、今後とも職員が市長と意見交換できる機会の創出を全庁"きょうかん"実践運動の取組において進めていくこととしています。

### 3 真のワーク・ライフ・バランスの推進のための環境整備

○京都市が率先する「真のワーク・ライフ・バランス」は、一般的な「ワーク・ライフ・バランス」という「仕事と家庭生活」の両立に留まらず、「地域活動・社会活動への参画」といった社会貢献が大きな特徴とであり、その点の記載が必要ではないか。

◎「地域貢献」などに積極的に取り組んでいる職員等を、庁内イントラネットホームページで紹介する等の顕彰の実施を記載しております。本市が「真のワーク・ライフ・バランス」の実践を率先垂範するよう、環境整備に努めていきます。

	○育児中で,時短勤務で働いているが,周 りの子育て中の職場のお母さんたちと情報 交換できる場があれば良い。	◎子育てする職員が情報交換を行うための 庁内ネットワーク上の掲示板の設置など, 子育て中も能力の一層の発揮・開発ができ る職場づくりに取り組んでいきます。
	○「真のワーク・ライフ・バランスの実 践」には,「子育て」だけでなく,超高齢 化社会を迎える中で親の介護の問題は避け て通れないのではないか。	◎ (P 2 6 3 (2)) 「介護中の職員に対する支援」を追記しました。
4 多	様な人材の確保	
	○非常勤嘱託員や臨時的任用職員の中から、優秀な職員を選抜し、正規の職員として選考採用するようにすれば、これらの職員の能力や意欲の向上、ひいては組織の活性化にも資するのではないか。	◎労働者の雇用形態の多様化に対応し、より優秀な人材を確保するため、「民間企業等経験者採用試験の受験資格の拡大」を掲げており、非常勤嘱託員についても、受験資格の対象となるよう検討を進めております。
	○多様な人材の確保の一環として,職員のトレード制度やレンタル制度を採り入れ,自治体間の人材の流動化を推進すべき。	◎他の地方自治体との人事交流について, 引き続き実施していきます。
その	他	
	○「職員一人ひとり」に焦点を当てた「全職員」に対する方針だと思うので、組織的な浸透を期待するとともに、今後、その取組状況を適宜公表いただきたい。	◎平成25年度以降は、本プランに基づき 取組を進めて行くこととなりますので、職 員一人一人に責務と役割がしっかりと浸透 するよう周知徹底を図ります。また、プラ ンの取組状況を適正に進捗管理し、公表す ることとしています。
	○職員が余裕を持って業務に従事できる体 制が必要ではないか。	<ul><li>◎本市が将来にわたって財政を持続可能なものとするためには、職員数の更なる適正化が必要です。行政課題に的確に対応できる効率的で効果的な人員配置を進めていきます。</li></ul>

